

富士連区地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富士連区地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域での各種共同活動を通じて、安心・安全な地域づくりを柱として、人と人とのつながりを深め、思いやりの満ちたみなさんが住んでいて良かったと感じられる地域にすることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全、防犯及び防災に関する事業
- (4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) 地域の情報及び活動を周知する事業
- (9) その他地域の発展に寄与する事業

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、富士公民館に置く。

第2章 組織

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(7) 部会長 4名

- 2 会長は、総会において選任する。
- 3 第1項第2号から第6号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。
- 4 第1項第7号に掲げる部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 監事とその他の役員は相互に兼ねることができない。
- 6 必要に応じ、役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の業務及び審議に参画する。
- (4) 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (6) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (7) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長に選任された期間が通じて4年である者に限り再任することができない。
- 3 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であつて、役員及びその他別に定める協議会部会員名簿の部会員(以下、「部会員」という。)をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員3分の1以上の請求があつた場合には、その都度臨時総会を開催する。総会は会長が招集し、議長を務めるものとする。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会の会長、副会長、理事、書記、会計及び監事を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他協議会に関する重要事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、常設の議決機関で、役員をもって構成し、会長が招集し、議長を務めるものとする。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

(部会)

第12条 部会は、安全安心部会、福祉部会、学習部会、広報部会の4つの部会とし、必要に応じて部会長が招集し、議長を務めるものとする。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

(定足数等)

第13条 会議は、構成員の過半数により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2 会議に出席できない構成員は、他の構成員にその権限の行使を委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、議長に委任したものとみなす。

第4章 会計

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入をもって充てる。

(帳簿の整備)

第15条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 富士連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正価な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第16条 監事は、当該年度の会計の監査を行い、役員会の了承を得て総会に報告する。

第5章 その他

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、平成26年12月19日から施行する。

2 協議会の設立総会において選任された役員については、この会則の定めるところにより選任された役員とみなし、その任期は、平成29年3月31日までとする。

付 則

1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

富士連区町会長会	富士連区老人クラブ連合会
富士連区資源回収推進協議会	富士連区民生児童委員協議会
富士連区交通安全会	富士公民館
一宮市防犯協会富士支部	富士連区児童育成協議会
一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会富士支部(生きがいクラブ)	富士小学校教育後援会
	富士小学校PTA
富士連区自主防災会	富士児童館
富士小学生見守隊	AV技術者の会富士支会
一宮市社会福祉協議会富士支会	日本赤十字奉仕団富士分団
富士連区見守りネットワーク	大平島公園 SL 友の会
富土地域学校外活動推進委員会	



1 アカウント名等

- ①アカウント名：富士連区地域づくり協議会
- ②URL：www.facebook.com/138fuji
- ③運用者：【管理者】浜崎栄一、浜崎雄一、【編集者】広報部
- ④責任者：富士連区地域づくり協議会長

2 目的

- ①富士連区地域づくり協議会に対する認知度を高める。
- ②地域のコミュニケーションを図るとともに、地域の情報を共有する。

3 掲載内容

- ①各種会議の協議内容や決定事項
- ②富士連区の魅力や見どころ 行事、施設、史跡など
- ③災害情報

4 運用時間

- 運用者の都合がつく時間



5 コメントへの対応

- できる限り返信するが、場合によっては返信しないこともある。

6 個人情報に対する取扱い

- 掲載された個人、団体の不利益が生じないよう十分配慮する。

7 禁止事項

- 不適切な内容の投稿
 - ・ ページに関係しない内容
 - ・ 法律等に違反する内容・地域の人に迷惑、不利益、損害を与える内容
 - ・ プライバシーを侵害する内容・虚偽の内容
 - ・ 地域づくり協議会が不適切と判断するもの
- ※不適切な内容は直ちに削除する。

8 免責事項

- ①本ページに掲載した情報の正確性を保証するものではない。
- ②本ページの内容を予告なく変更することがある。